**大阪府からのお知らせ**

日頃から本府税務行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

**平成３０年度から個人住民税の特別徴収を徹底します**

**～ 個人住民税の特別徴収義務者一斉指定 ～**

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与からの差引き）することが法律により義務づけられています。

府と府内全市町村は、平成30年度から、原則として、すべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

大阪府ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/juminzei_tokucho.html>）

＜問い合わせ先＞

特別徴収推進の取組みに関すること…大阪府財務部税務局徴税対策課（06-6210-9123）

具体的な手続きに関すること…………従業員がお住まいの各市町村個人住民税担当課

大阪府税の　　キャラクター　　　　**タッピー**

大阪府税の　　キャラクター　　　　**タッピー**